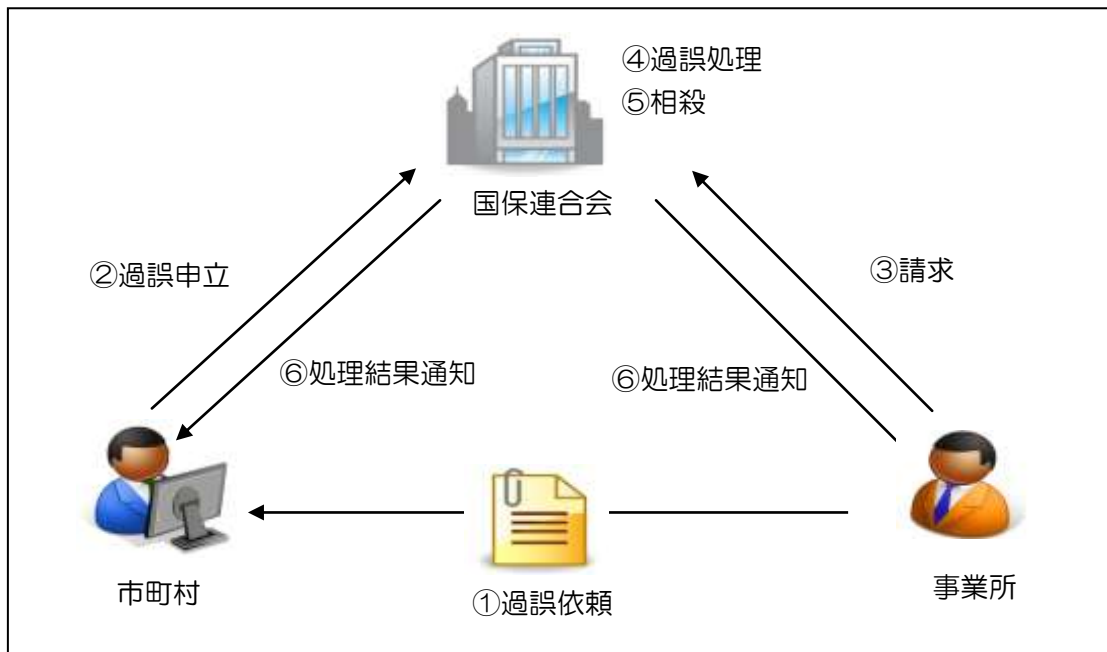


支払が確定した請求明細書を何らかの理由により過誤（請求取下げ）をする場合、事業所は市町村へ過誤依頼を行い、市町村は過誤申立情報を作成のうえ国保連合会へ申立をします。国保連合会では、市町村からの過誤申立情報を受領し、当該事業所からの請求より過誤をした金額を相殺します。

☆過誤処理の流れについて（略図）



①事業所は介護給付費・訓練等給付費等の過誤（請求取下げ）を市町村に依頼をします。

※市町村に依頼する過誤依頼書は、各市町村により様式が異なります。

②市町村は過誤申立情報を作成し、国保連合会へ送信（伝送）します。

③事業所は当月介護給付費・訓練等給付費等を国保連合会に請求（伝送）します。

※このときに過誤依頼した介護給付費・訓練等給付費等明細書も一緒に請求することができます。

（これを同月過誤という→相殺事例パターン①を参照）

④国保連合会は過誤申立情報に基づき、過誤処理をします。

⑤③の当該支払額より過誤処理分の金額を相殺し、事業所へ支払をします。

⑥過誤処理結果を市町村及び事業所に通知します。

（障害福祉サービス費等過誤決定通知書）

※なお、詳細な過誤の流れについては「図 1-1、1-2」を参照

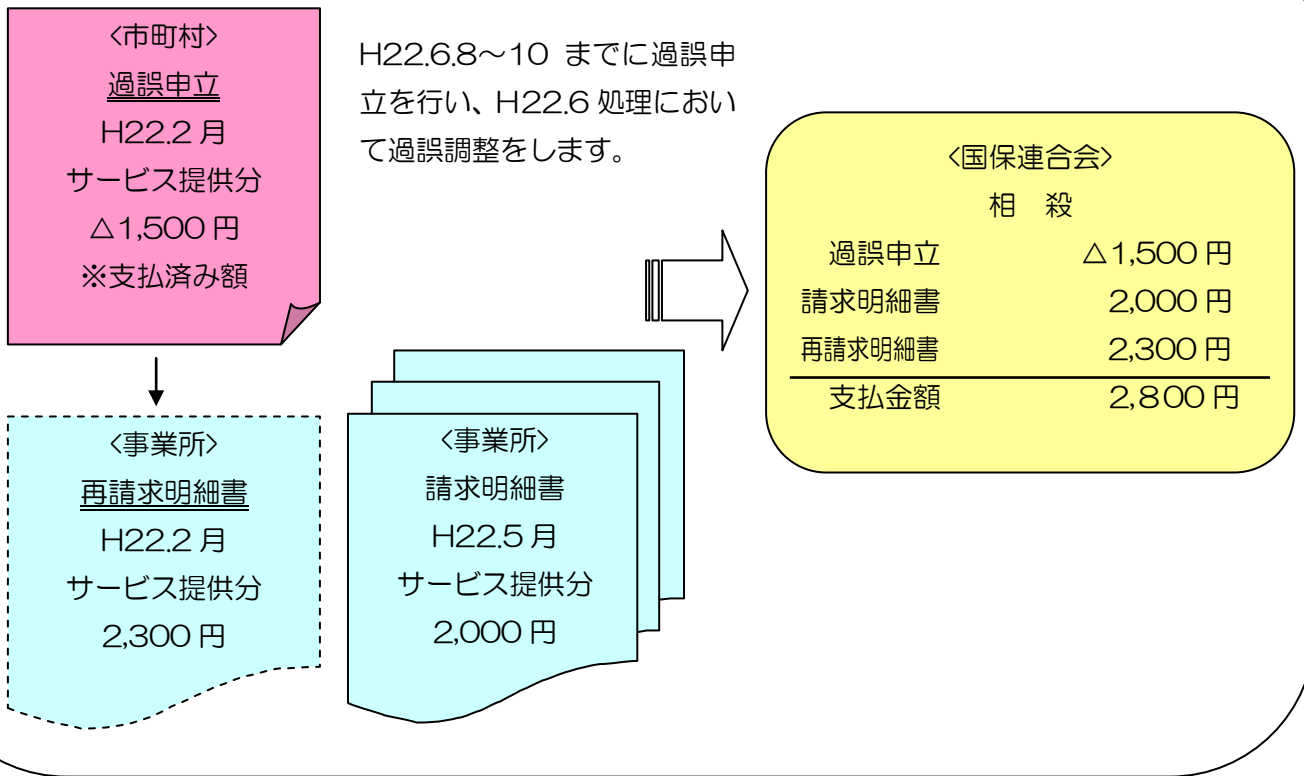
☆相殺事例（H22. 6月処理）

※市町村は、H22年6月8～10日（基準日）までに本会へ過誤申立情報を送信し、当該過誤申立に基づき過誤調整をします。（パターン①～③共通）

パターン① 同月過誤

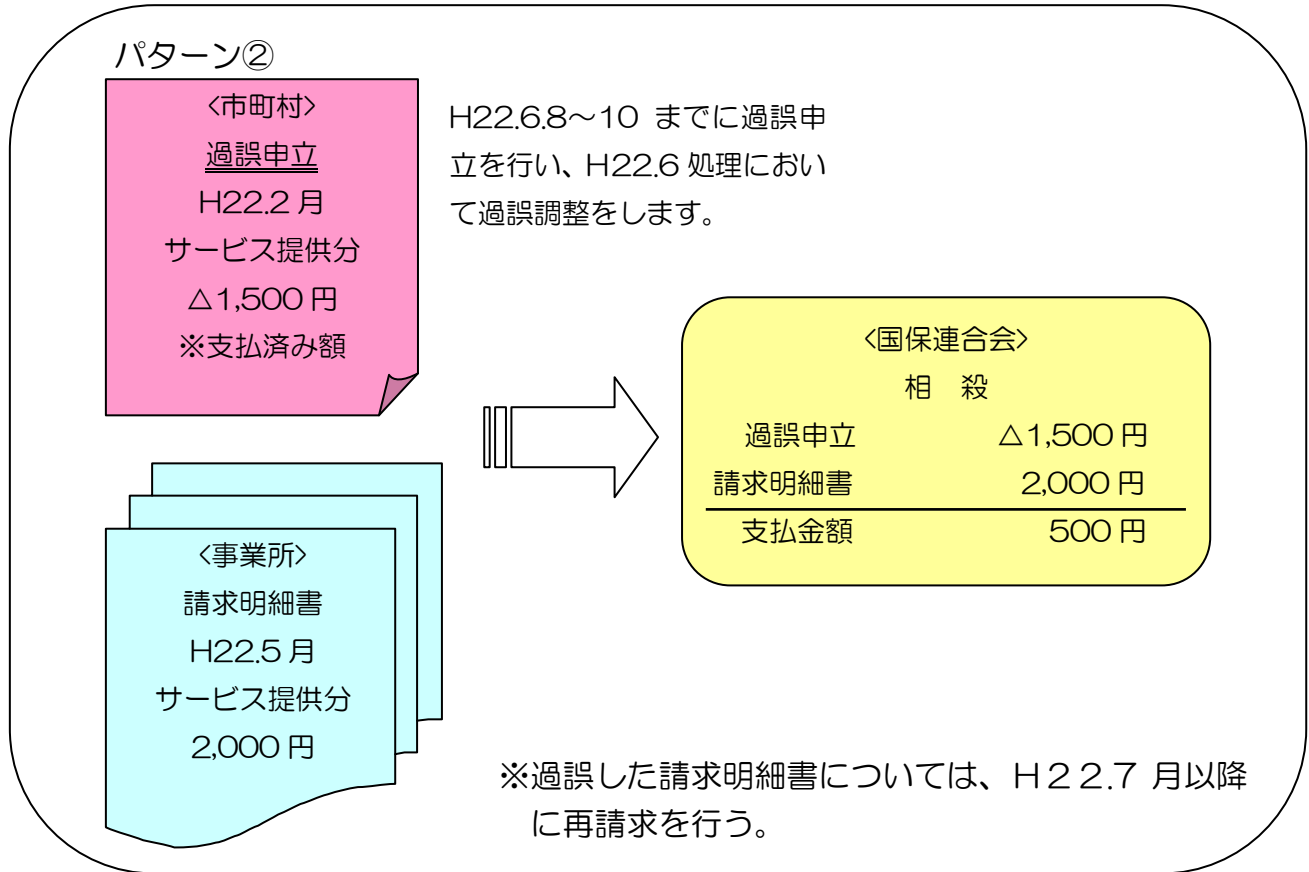
事業所は、通常請求分（H22.5月サービス提供分）2,000円と再請求2,300円をH22年6月10日まで本会へ提出します。通常請求分（H22.5月サービス提供分）2,000円と再請求2,300円から過誤申立分1,500円を差引いた2,800円が平成22年7月15日支払われます。

パターン①



パターン② 通常過誤

事業所は、通常請求分（H22.5月サービス提供分）2,000円をH22年6月10日まで本会へ提出します。通常請求分（H22.5月サービス提供分）2,000円から過誤申立分1,500円を差引いた500円が平成22年7月15日支払われます。



パターン③ 未調整過誤

事業所は、通常請求分（H22.5月サービス提供分）2,000円をH22年6月10日まで本会へ提出します。通常請求分（H22.5月サービス提供分）2,000円から過誤申立分2,500円を差引くと、通常請求分の支払額を超えてしまうため支払額が発生しません。

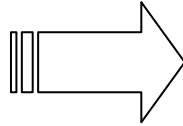
このように、過誤申立分が支払額を超えた場合、相殺処理ができなかった500円を「未調整過誤」として本会が送付する「返納通知書」により当該未調整過誤額を返金することになります。

パターン③

〈市町村〉
過誤申立
H22.2月
サービス提供分
△2,500円
※支払済み額

H22.6.8~10までに過誤申立を行い、H22.6処理において過誤調整をします。

〈事業所〉
請求明細書
H22.5月
サービス提供分
2,000円



〈国保連合会〉 相殺	
過誤申立	△2,500円
請求明細書	2,000円
支払金額	△500円

未調整過誤の返金例



国保連合会

返納通知書の送付



事業所

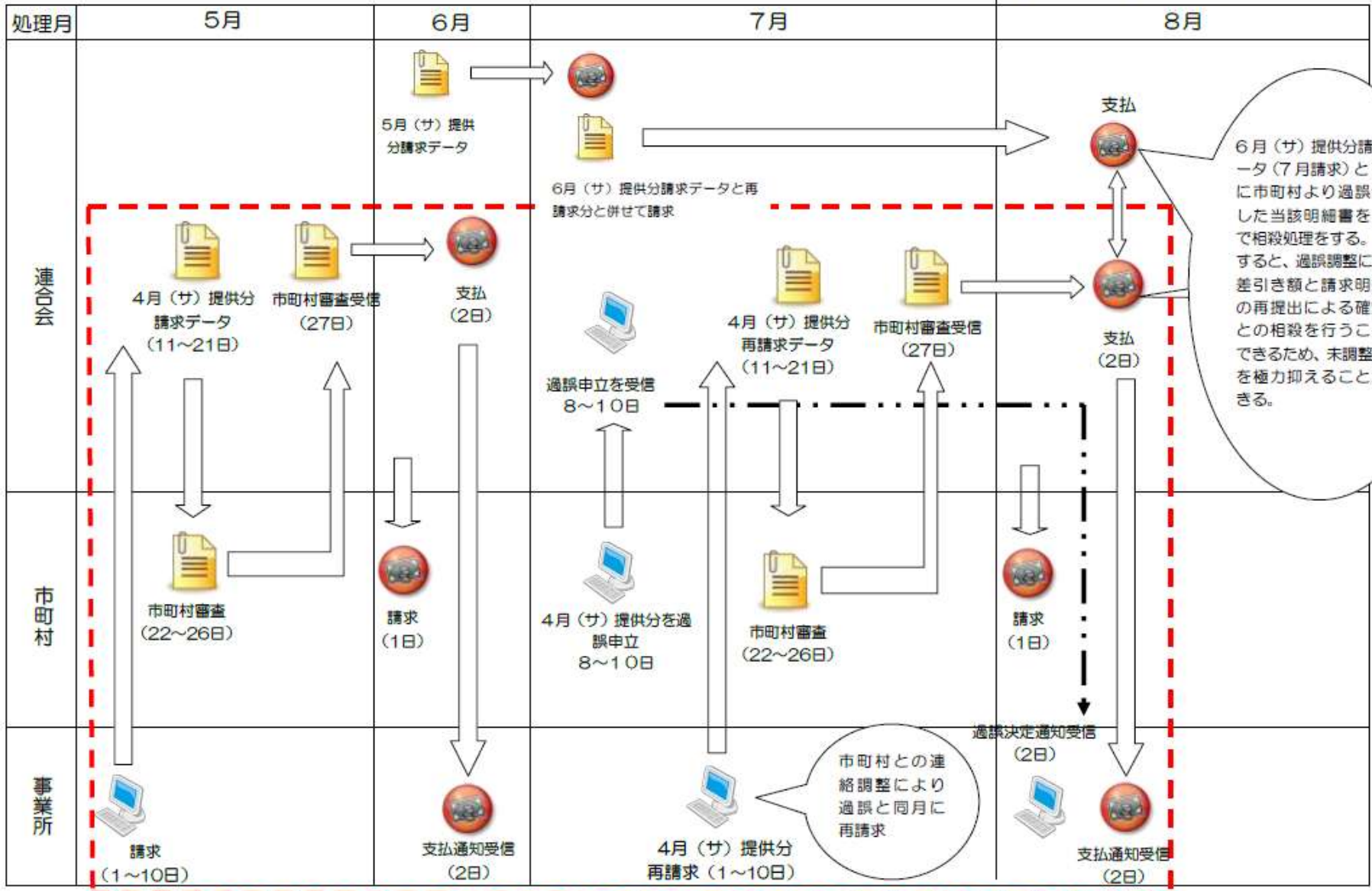
返金500円
(国保連合会が指定する口座へ)

☆過誤調整の留意事項

- ・ 過誤処理は請求明細書単位となるため、1枚の明細書で複数のサービスがあった場合でも、全てのサービスが過誤処理の対象となります。
- ・ 過誤処理ができるのは、支払済みとなった請求明細書となることから、原則として事業所が国保連合会に請求した翌月以降となります。
- ・ 請求明細書の過誤処理を行った場合、併せてサービス提供実績記録票も処理されるため、請求明細書を再請求する際はサービス提供実績記録票も一緒に提出します。
- ・ 同月過誤の場合、市町村との連絡調整をしたうえで行ってください。市町村からの過誤申立情報と事業所からの再請求のタイミングが合わなかった場合、事業所の再請求が重複エラーとなります。

図1-1. 同月過誤の流れ

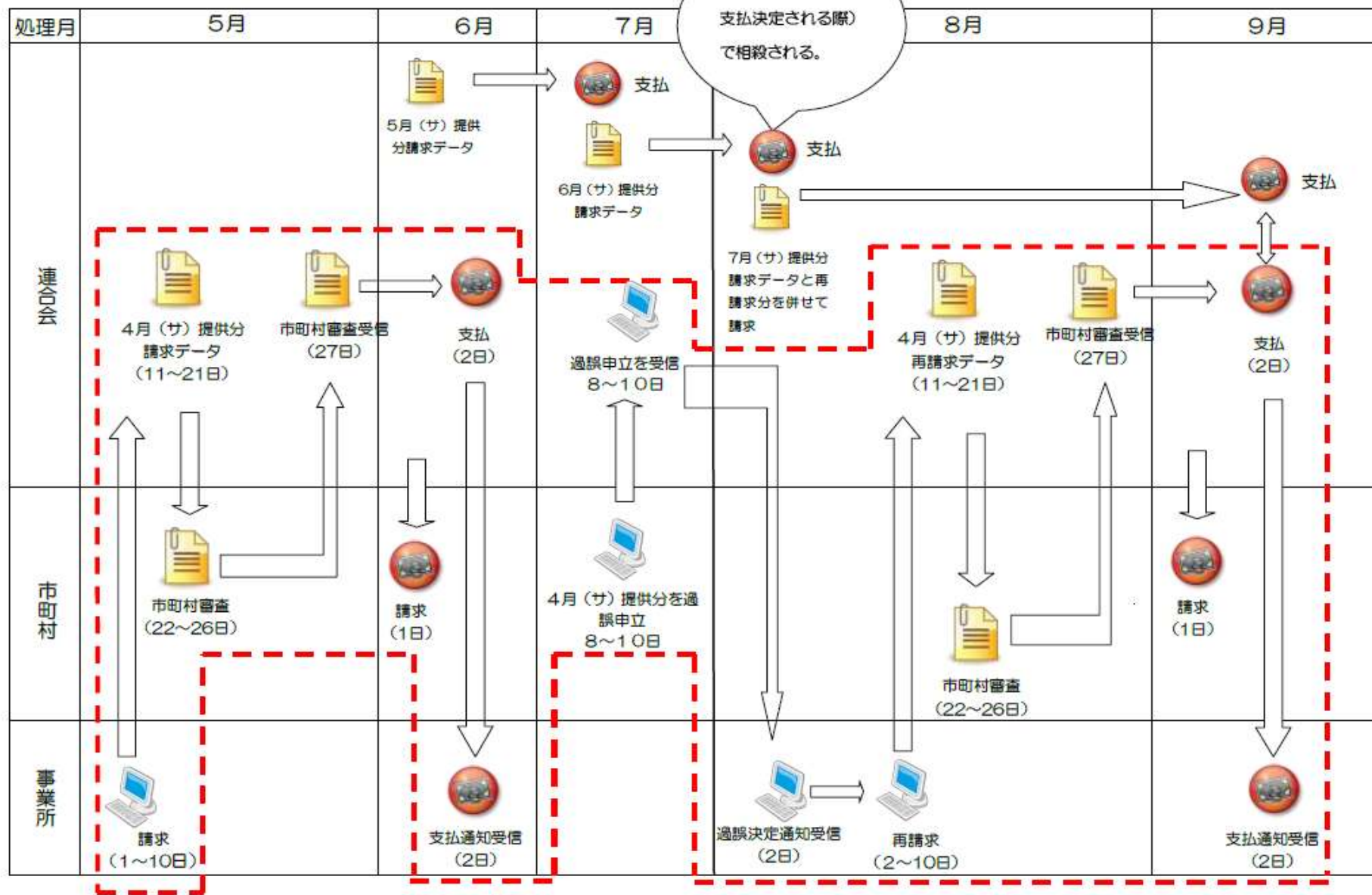
※〇月(サ)提供分:〇月サービス提供分
 ※日にはあくまで基準日とする。



---点線枠内はあくまで過誤の流れを示しており、点線枠外は通常の請求の流れを表しています。

図1-2. 通常過誤の流れ

※〇月(サ)提供分:〇月サービス提供分
 ※日にちはあくまで基準日とする。



--- 点線枠内はあくまで過誤の流れを示しており、点線枠外は通常の請求の流れを表しています。